

岩手県医療局管理規程第5号

医療局職員の服務の宣誓に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

岩手県医療局長 小原 勝

医療局職員の服務の宣誓に関する規程の一部を改正する規程

医療局職員の服務の宣誓に関する規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（上級の公務員）</u></p> <p><u>第2条 職員の服務の宣誓に関する条例第2条に規定する「任命権者の定める上級の公務員」とは、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定めるものとする。</u></p> <p><u>（1） 本庁に勤務する医療局職員の職の設置に関する規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第7号）第4条第1項に規定する職にある者 所属総括課長又はこれに準ずる者</u></p> <p><u>（2） 病院に勤務する病院の長以外の者 所属病院の長</u></p> <p>（宣誓書）</p> <p><u>第3条 署名を終わった宣誓書は、職員課総括課長が保管するものとする。</u></p>	<p>（宣誓書）</p> <p><u>第2条 職員の服務の宣誓に関する条例第2条第1項の規定により医療局職員から提出された宣誓書は、職員課総括課長が保管するものとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。